

マイナンバー制度

議案第 59 号 加西市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

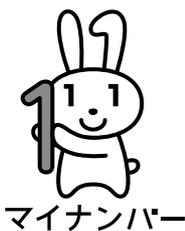
「番号利用法」の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の利用の制限、開示請求等について必要な措置を講じようとするもの。

問 番号利用の目的について。

答 番号利用法において定められた事務にのみ利用できるものです。

メリットとしては、例えば、税処理において、複数の事業所から収入を得ている場合、現在は「生年月日」「性別」に加えて、変更されることもある「氏名」や「住所」をもとに同一人物であるか確認のうえ合算処理をしていますが、個人番号が付与されることにより、スムーズな処理が可能となります。

また、社会保障の申請には所得証明書を添付することが多いですが、それを省略し、番号により行政機関が直接照会をかけることができるようになります。



マイナンバー

問 マイナンバー使用開始時期とその対応について。

答 給与支払証明書などの法定調書については平成 28 年 1 月から、また、確定申告は平成 29 年 2～3 月に行う平成 28 年分の所得から記載することになります。源泉徴収の場合は、給与の扶養控除等申告書において、職員本人と扶養家族の個人番号を各職場へ報告することになります。

問 市役所の各担当課でそれぞれ保持している個人情報、マイナンバー制度の導入に伴い全体で一元管理されることになるのか。

答 情報の管理は、従来どおり担当する業務の情報のみをそれぞれの課が分散管理します。

問 税務関係や住民関係などの情報を個人番号カードに入力していくのか。

答 既存の情報にマイナンバーを付与するということであり、個人番号カードに所得などの情報を入力していくものではありません。

問 個人情報の保護対策について。

答 システム的には、従来より住民情報を通常ネットワークと切り離して情報を保護しています。

加えて、情報の分散管理や暗号化、担当職員のアクセス制限をしています。

今後、職員それぞれが認識を深め、情報流出等が絶対に起こらないよう、研修等を徹底していきたいと考えています。

議案第 60 号 加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「番号利用法」の施行に伴って交付する通知カード及び個人番号カードの交付手数料について新たに規定しようとするもの。

区分	再交付手数料等	施行期日
通知カード	500 円 / 1 件	平成 27 年 10 月 5 日
個人番号カード	800 円 / 1 件	平成 28 年 1 月 1 日

※初回交付は無料。

議案第 61 号 加西市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

議案第 62 号 加西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

市民の利便性の向上に資するため、「個人番号カード」に印鑑登録証であるしみんカード KASAI の機能を付加しようとするもの。

問 機能を付加するとは、マイナンバーによって印鑑登録証明証が発行できるように、市のシステムを変えるということなのか。

答 個人番号カードの磁気テープに、現しみんカード内で保持しているものと同じ「市の情報と関連付けできる印鑑登録証明用の符合番号」を入れるということであり、マイナンバー自身によって印鑑登録証明書を発行できるようにするわけではありません。

問 図書館カードや加西病院診察券等の機能を付加することを、今回見送られた理由について。

答 費用をかけてシステムを改修しても、個人番号カードがどの程度普及していくのかが定かでないこと、また、図書館や病院を利用する市外の方には既存のシステムで対応しなければならないことなどから、費用対効果や普及状況を勘案して、今後の課題となりました。

問 通知カードや個人番号カードについて、もっとわかりやすく理解できるような周知徹底の方法は考えているのか。

答 代表区長会、隣保回覧、老人会役員会や民生委員役員会、ケアマネ介護ヘルパーの研修会などで説明するなど、広報活動については機会をとらえて、できるだけ多くの方に説明しています。これらの方々の身近な声かけをお願いして伝えてもらうことが一番わかりやすいと考え実施しているところです。

問 個人番号カードの作成から発送は市が全て行うのか。

答 個人番号カードの申請は、写真をつけた申請書を地方公共団体システム機構へ送り、できあがったカードは機構から市へ届きます。その後、申請者本人に通知を出し、その通知と本人確認ができる書類により、市役所窓口で確認して手渡す流れになります。その際に、印鑑登録証明の申し出があった場合には、その機能を付加することになります。